

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約に係る見積書の提出について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約のため、見積書の提出を受けることとしましたので、下記のとおり公表します。

令和5年3月22日

経営管理部長

記

物品又は役務の名称及び数量 (1) 名称 (2) 物品調達又は業務内容 (3) 物品調達時期又は履行期間 (4) 履行場所 (5) その他	(1) 山口県産業技術センター敷地内剪定除草業務 (2) 山口県産業技術センター敷地内の植栽、草地の剪定及び除草作業 (3) 令和5年4月頃～令和6年3月頃 (4) 宇部市あすとぴあ四丁目 地内 (5) 詳細は仕様書のとおり（なお、仕様書は総務・人事グループ窓口にて配付します。仕様書の配布後、希望があれば現場説明を行います。） ※仕様書の電子メール配布を希望の場合は、以下のメールアドレスへ事業所名・担当者名を記載したメールをご送付ください。sangi●iti-yamaguchi.or.jp（●には半角の@を入れてください）
見積書を提出させる者の選定に係る基準（契約申込に要する資格）	○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター ○山口県内に事業所を有すること
契約相手方の決定の方法	(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。 (2) 見積書の提出が1者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。
見積書の提出方法	以下により見積書を提出すること (1) 提出期限 令和5年3月30日午後5時 ※郵送提出も認めますが、上記期限必着とします。 (2) 提出先 郵便番号：755-0195 住所：宇部市あすとぴあ四丁目1番1号 所属：地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先：0836-53-5050